

## 一般事業主行動計画（第3次）

職員の仕事と生活の調和を図り働きやすい労働環境の整備を図るため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）

### 2. 内容

#### 目標1 「育児をする職員等の職業生活と家庭生活の支援策を整備する」

##### <対策1>

子が3歳になるまで育児休業を取得できる制度を導入する。

##### <対策2>

育児休業後の職場復帰しやすくするため、休業中の職員に機関紙送付等による情報提供を行う制度を導入する。

##### <対策3>

育児休業後の職場復帰職員を対象とした教育訓練を行う仕組みを構築する。

#### 目標2 「妊娠中の女性職員に対し「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用について制度の周知を図る

##### <対策1>

母性健康管理指導事項連絡カードの使い方をルール化する。

##### <対策2>

管理職を対象とした研修等を開催する。

##### <対策3>

機関紙などによる職員への周知を図る。

目標 3 「所定外労働時間をさらに削減するため、ノー残業デーを増設する」

<対策 1 >

月 1 回のノー残業デーに加え、毎週 1 回のノー残業デーを設定する。

<対策 2 >

管理職を対象とした研修等及び機関紙による職員への周知。

<対策 3 >

毎月の会議において部署ごとの実績を公開する。

目標 4 「若者のインターンシップの受入を行う」

<対策 1 >

受入体制について検討

<対策 2 >

部署への説明及び体制作り

<対策 3 >

関係機関との連携

<対策 4 >

職員、関係機関への取組みの周知

<対策 5 >

インターンシップの受入開始